

仕事中のケガは労災保険です！

Q 従業員が仕事中にケガをしてしまい、健康保険証を利用して病院で受診しているのですが、そのまま良いのでしょうか？

A 仕事や通勤途中でのケガは労災保険の適用となります。健康保険を使用することは出来ませんので、早急に労災保険へ切り替える手続きをして下さい【労災保険は傷病が治癒するまで無料で診療が受けられます】。まずは病院へ連絡してその指示に従って下さい。病院の対応にもよりますが、健康保険で受診した同月内に手続き出来れば、労災の給付請求書を病院へ提出するだけで支払った医療費が戻ってくる人が多いので、早めに手続きしましょう。

労災保険への切り替えが遅くなってしまった場合、健康保険（国保や協会けんぽ等）が負担している医療費（7割分）※を、一度、健康保険へ支払い、ご自身が病院に支払っている医療費（3割分）と合わせた医療費の全額（10割分）を、所轄の労働基準監督署へ請求し、後日振込んでもらうといった少し面倒な手続きになる場合もありますので、必ず手続きをして下さい。

健康保険では、病院から請求されるレセプト（診療報酬明細書）を審査し、外傷性の場合、仕事や通勤途中かのチェックをして、労災保険へ切り替えてもらうことがあります。

また、交通事故の場合、損害保険会社からの連絡により仕事だったことが分かることもあります。

いずれの場合も、数か月経って分かることですので、先に述べたように、医療費を一度支払って、また戻してもらうという面倒な手続きをすることになります。

仕事や通勤途中でのケガや事故等で受診される際は、必ず仕事だったことを病院に伝えてから受診しましょう。

※医療費の負担割合は、所得等により異なる方がいます。